

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年10月20日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年10月3日農林水産省告示第1240号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
小西貞夫	静岡市葵区梅ヶ島字花崎2995の1	静岡市役所
高橋正躬	静岡市葵区梅ヶ島字堤3107、3108	静岡市役所